

ヌウ・サポーターズ・クラブ会則

(名称)

第1条 本会は、ヌウ・サポーターズ・クラブ（以下「クラブ」という。）と称する。

(目的)

第2条 クラブは、さいたま市PRキャラクター「つなが竜ヌウ」と一緒にさいたま市を応援し、市のPR及び地域とのつながりを深める活動を行うことを目的とする。

(事務局)

第3条 クラブの事務局は、さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部に置く。

(会員)

第4条 会員は、クラブの目的に賛同し、次条の規定により入会した者をいう。

2 会員は、居住地や年齢を問わない。ただし、未成年者が会員になろうとする場合は、保護者の同意を得たうえで入会するものとする。

3 会員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 個人会員 自らの意思により入会した者

(2) 家族会員 個人会員が登録した家族等

(3) 法人会員 法人その他の団体として、事務局が別に定める方法により入会した者

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、入会の手続を行う。

(1) 個人会員 事務局が指定する電子的方法

(2) 家族会員 家族会員に係る個人会員が行う事務局が指定する電子的方法

(3) 法人会員 事務局が別に定める方法

(特典)

第6条 会員は、次の各号に掲げる特典を受けることができる。ただし、特典の内容は、会員への予告なく変更する場合がある。

(1) デジタル会員証の発行（家族会員及び法人会員を除く。）

(2) 会員限定キャンペーン及びイベントへの参加

(3) 会員限定情報の配信（家族会員を除く。）

(4) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして事務局が実施するもの。

(会費)

第7条 クラブの入会費及び年会費は、無料とする。

(禁止行為)

第8条 会員は、第2条に定める活動を行うに当たっては、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 公序良俗に反すること。

(2) 政治活動又は宗教活動を行うこと。

(3) クラブの名誉を傷つけ、又は信用を失墜させる行為

(4) 虚偽の登録、名義貸し、その他不正な手段により会員特典を利用すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、事務局が不相当と認めた行為

(登録事項の変更)

第9条 第5条の規定は、会員がクラブに登録した情報を変更する場合について準用する。この場合において、同条本文中「入会」とあるのは、「速やかに変更」と読み替えるものとする。

2 事務局は、前項の規定による手続を行わなかったことによる会員の不利益について、その責めを負わない。

(退会)

第10条 第5条の規定は、会員がクラブを退会する場合について準用する。

2 前項の規定により読み替えて準用する第5条第1号の規定により個人会員が退会した場合には、当該個人会員に係る家族会員は退会したものとみなす。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日から、会員の資格を喪失する。

(1) 死亡したとき(法人会員を除く。)

(2) 家族会員について、当該家族会員に係る個人会員が会員の資格を喪失したとき。

(3) 法人会員について、解散その他の事由により法人その他の団体として存続しなくなったとき又は事務局からの連絡が1年以上不達となったとき。

(4) 第8条に規定する行為をしたとき。

(5) 故意又は重大な過失によりクラブに損害を与えたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会員としてふさわしくないと事務局が認める行為があったとき。

(会員情報の取扱い)

第12条 事務局は、会員の登録情報を、クラブの運営、連絡調整、統計的把握その他事務局が必要と認める目的の範囲で取り扱うことができる。

(会則の変更)

第13条 事務局は、必要があると認めるときは、会員への予告なく会則を変更することができる。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、クラブに関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和8年3月26日から施行する。

(旧会則の廃止)

2 ヌウ・サポーターズ・クラブ会則(平成24年10月10日制定。次項において「旧会則」という。)は、廃止する。

(旧会員の取扱い)

3 この会則の施行の際、現に旧会則の規定による会員の資格受けている者は、施行の日に、その効力を失う。この場合において、当該者が会員の資格を得るためには、第5条に規定する方法により、この会則の施行の日以後に入会の手続を行わなければならない。